

第1章 総論



1 計画変更の趣旨

環境基本計画は、埼玉県環境基本条例の基本的理念である「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築」を図るため、同条例に基づき環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進するために策定するものです。

現計画である第4次環境基本計画は、平成24年7月に策定し、計画期間は、平成33年度までの10年間としました。計画期間の5年目を迎え、本県を取り巻く社会経済情勢は、人口減少・少子高齢社会の到来や経済の急速なグローバル化など大きな構造変化に直面しています。

環境分野では、平成28年11月、京都議定書に代わる温室効果ガス*削減に向けた新たな国際枠組みである「パリ協定」が発効しました。また、エネルギーの効率的な利用を可能としたまづくり、微小粒子状物質（PM2.5）*や増加した野生鳥獣への対応など、より一層の取組の推進が求められています。

このような背景の中、社会経済や環境の状況変化に対応するため、計画期間の後半5年間の施策などを見直しました。

2 計画の性格・法的位置付け

本計画は、埼玉県環境基本条例第10条の規定により環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため策定するものです。

また、県の総合計画である「埼玉県5か年計画」と整合を図り、「埼玉県廃棄物処理基本計画」、「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」など環境部門の個別計画の上位計画として、これらの計画と一体となって環境施策を総合的・計画的に推進するものです。

3 計画の期間

計画の期間は、平成24年度から平成33年度までとします。

4 計画の基本構成

第1章 総論

計画策定の前提となる諸条件や第4次環境基本計画策定後の社会経済情勢や環境分野の変化について整理しています。

- 1 計画変更の趣旨
- 2 計画の性格・法的位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の基本構成
- 5 自然条件・社会条件
- 6 第4次環境基本計画策定後の本県を取り巻く状況
 - (1) 社会経済情勢などの変化
 - (2) 主な環境分野の変化

第2章 長期的な目標

本県の健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築を目指し、新たな長期的目標を設定しました。

- I 新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり
- II 限りある資源を大切に作る循環型社会づくり
- III 恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり
- IV 安心・安全な環境保全型社会づくり
- V 環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり

第3章 環境の保全と創造に関する施策展開の方向

長期的な目標を実現するため、環境の保全と創造に関する20の施策展開の方向ごとに、今後の施策と主な取組、施策指標などを明らかにしています。

施策指標は毎年度、その達成状況を確認し、計画の進行管理に生かします。

20の施策展開の方向

- ・ 現況と課題
- ・ 将来像
- ・ 今後の施策と主な取組
- ・ 施策指標

第4章 計画の円滑な進行

当計画の各施策を推進するにあたり、それらをより実効性の高いものにするため、その推進体制の整備について示しています。

- 1 各主体に求められる役割
- 2 計画の実効性の確保

5 自然条件・社会条件

(1) 位置及び地形

本県は、関東平野のほぼ中央に位置する内陸県です。地形的特徴として、県西部に2,000m級の山々が連なる秩父山系があり、東部に向かい標高を下げ、県の中央部に広がる丘陵や台地、県東部には海拔20m以下の低地へと続いています。

本県の面積の約3割が山地です。これは全国と比較し極めて低い割合です。一方、低地の割合は約4割と最も広い面積を占めており、埼玉県の地勢の特徴は、広大な低地が広がっていることです。さらに、台地及び低地を合せて平地として算出すると、本県の平地の面積は約2,300km²、全国で11番目の広さです。平地面積の割合は県土の約6割を占め、千葉県と並び、茨城県に次いで全国で2番目の高い割合となっています。

(2) 人口

本県の人口は、東京に隣接するという立地条件から、県南部を中心として、東京へ通勤通学する人々の住宅地として、高度成長期を中心に急増しました。

平成27年国勢調査結果速報値では約726万人と前回の平成22年の国勢調査と比較して、約7万人、約0.9%増加しましたが、間もなく減少に転ずると見込まれています。

人口構成は、少子化が進むとともに、高齢者の割合が急速に増加しています。15歳未満の年少人口は、昭和55年の約146万人をピークにして、その後一貫して減少しており、平成27年は約91万人となっています。県の総人口に占める割合も、昭和50年の27.8%をピークに縮小に転じ、平成27年には12.8%となっています。

また、65歳以上の高齢者人口については、平成27年には約175万人となり、平成37年には約203万人に増加する見込みです。県の総人口に占める割合は、平成7年に10%を超え、平成27年には24.7%となっています。

(3) 土地利用

平成26年における県土の利用形態をみると、県土面積3,798km²のうち、おおよそ、森林が32%、農用地が20%、宅地が20%、道路が9%、水面・河川・水路が5%、その他が14%となっています。

昭和50年と平成26年の土地利用状況を比較すると農用地が437km² (36.1%)、森林が99km² (7.5%)それぞれ減少しています。

一方、宅地が267km² (53.8%)、道路が89km² (36.3%)、その他地目が175km² (50.3%)それぞれ増加しています。

(4) 経済

平成 26 年度の県内総生産*（名目）は約 20 兆 9,144 億円、対前年度比 0.5%増となり、2 年連続で増加しました。

産業別の構成比は、第一次産業が 0.6%、第二次産業が 24.8%、第三次産業が 73.5%となっています。

平成 27 年の農業産出額は 1,987 億円、対前年度比 4.5%増となっています。

工業、特に製造業については、多種多様な業種が立地しており、平成 26 年の製造品出荷額等は全国第 7 位、前年と比較して 5.1%増の約 12 兆 3,908 億円となっています。また、商業については、平成 26 年商業統計調査結果の年間商品販売額は全国第 7 位、前回調査（平成 19 年）と比較して 5.4%減の約 14 兆 3,335 億円となっています。

6 第 4 次環境基本計画策定後の本県を取り巻く状況

(1) 社会経済情勢などの変化

我が国の経済は、平成 20 年のリーマン・ショック*による急激な落込みや、平成 23 年の東日本大震災の打撃を乗り越え、緩やかな景気回復が続いています。

景気回復に伴い雇用情勢も改善していますが、社会経済を支える労働力として重要な生産年齢人口（15 歳～64 歳）は減少していくことが見込まれています。

経済のグローバル化も進展しています。様々な産業分野において国境を越えた競争が激しくなり、企業活動を取り巻く環境も大きく変化しています。

今後、人口減少・高齢化が進む中、本県経済の活力を維持していくことが求められています。

(2) 主な環境分野の変化

■ 地球温暖化

平成 28 年 11 月、京都議定書に代わる温室効果ガス*削減に向けた新たな国際枠組みである「パリ協定」が発効しました。

パリ協定は、産業革命前に比べ気温上昇を 2℃未満に抑えることを目標に掲げ、各国は 5 年ごとに目標を見直し、削減努力を続けていくことなどを定めています。

我が国は、温室効果ガスを 2030 年度に 2013 年度比で 26.0%削減することとしています。

この目標の実現に向かって、今後ますます、県はもとより、県民、市民団体、企業などあらゆる主体が温室効果ガスの削減に向けて行動していくことが求められます。一方、地球温暖化の影響は既に生じており、温暖化の原因となる温室効果ガスの濃度を下げる「緩和策」とともに温暖化の影響に適切に対応する「適応策」に積極的に取り組むことが求められています。

■ エネルギー

平成 23 年 3 月の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故などにより、我が国のエネルギー需給を取り巻く状況は大きく変化しました。国はエネルギー基本計画を見直し、長期エネルギー需給見通しを示しました。本県でも、再生可能エネルギー*や分散型エネルギー*の普及拡大に向けた取組を更に推進する必要があります。また、社会全体の一層の省エネルギー化や、エネルギーの効率的な利用を可能とするまちづくりなどを引き続き展開していくことが求められています。

■ 大気環境

首都圏に位置する本県では、東京から放射状に伸びる主要幹線道路やこれらを結ぶ環状道路の整備が進められており、特に、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）周辺は物流拠点として注目され、自動車交通量が増加しつつあります。ディーゼル車規制や焼却炉規制などにより二酸化窒素^{*}や浮遊粒子状物質^{*}については、排出量が減少し大幅な改善が進みましたが、光化学オキシダント^{*}対策、また、微小粒子状物質（PM2.5）^{*}の実態把握及び原因物質の排出抑制対策が求められています。

■ 水環境

県土面積に占める河川の面積割合が日本一である本県の特徴を生かし、平成20年度から「川の再生」に取り組んでいます。河川清掃活動や環境学習などの県民運動や家庭でできる排水対策の取組は一定の広がりを見せています。川に恵まれた美しいふるさと埼玉を次世代に引き継ぐため、こうした活動を維持し地域に定着させていくことが求められています。また、下水道や合併処理浄化槽^{*}の整備や工場・事業場に対する規制、指導により、水質の向上も図られてきました。河川水質の更なる改善には、下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設^{*}の整備の一層の促進が求められています。

■ みどり^{*}

「彩の国みどりの基金^{*}」を活用し、森林の再生や身近な緑の創出、県民運動の展開などに重点的に取り組んでいます。また、「さいたま緑のトラスト基金^{*}」を活用したトラスト保全地^{*}の取得など貴重な自然環境の保全を進めています。今後は、都市部ではヒートアイランド^{*}現象の緩和など多様な機能を有する身近な緑の保全・創出、山間部では伐期を迎えた森林の循環利用の促進などが求められています。

■ 生物多様性^{*}

急激な都市化の進展による自然環境の変化が野生生物の生息・生育に大きな影響を及ぼし、多くの種が絶滅の危機に瀕しています。一方で、ニホンジカやイノシシなど一部の野生動物の個体数が年々増加し、生息地域の森林生態系に影響を与え、農林業に大きな被害を与えています。これらを受け、平成26年5月、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の一部改正が行われ、増加しすぎた鳥獣を適切に減らすことが位置付けられました。また、外来生物^{*}であるアライグマ、コクチバスやオオクチバスなども増えており、生態系^{*}への悪影響も懸念されています。

本県では、「生物多様性保全県戦略」を策定し、希少野生動植物の保護など様々な施策に取り組んでいます。今後も、生物多様性保全への意識の浸透や各地域での具体的な活動への展開が求められています。

■ 廃棄物

県内の産業廃棄物*の発生量は減少傾向にあります。一方、一般廃棄物*の排出量はここ数年ほぼ横ばい、最終処分量もほぼ横ばいの状況です。最終処分量の一層の削減に向け、ごみを出さないライフスタイルの定着を図り可能な限り排出抑制を進めていくことが求められています。

高濃度 PCB 廃棄物*については、平成 26 年 6 月に国が変更した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物*処理基本計画」において、平成 35 年度末までに全て処理することになりました。本県も一刻も早い処理の完了が求められています。また、大規模災害発生時における災害廃棄物を円滑に処理する体制づくりも求められています。

■ 環境と経済

環境ビジネス*の市場規模は、リーマン・ショック*で一時的に落ち込んだものの、その後は着実に増加しています。今後も環境分野への投資が経済を成長させるという考え方のもと、地域の自然資源や再生可能エネルギー*を活用した施策を推進していくことが求められています。